

熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、関係機関・団体（以下「関係機関等」という。）が連携し、県内の消費生活上特に配慮を要する消費者（以下「高齢者等」という。）の見守り活動等に必要な取組について情報交換、協議を行うことにより、高齢者等の消費者被害の未然防止と早期救済を図るとともに、市町村における高齢者等の見守り活動を促進することを目的とする。

（見守りネットワーク連絡協議会の設置）

第2条 前条の目的を達成するため、「熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

（消費者安全確保地域協議会）

第3条 連絡協議会は、消費者安全法第11条の3第1項の規定による「消費者安全確保地域協議会」とする。

（協議事項）

第4条 連絡協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- （1）高齢者等の見守り活動の推進に関すること。
- （2）構成員相互の情報交換及び連携調整を行うこと。
- （3）高齢者等の消費者被害や必要な情報の提供を行うこと。
- （4）市町村の見守り活動の促進及び支援に関すること。
- （5）その他高齢者等の消費者被害の防止について必要な事項に関すること。

（災害時における高齢者等の消費者被害や必要な情報の提供）

第4条の2 地震、洪水、土砂崩れ等の災害が発生した際に、前条第3号に規定する高齢者等の消費者被害や必要な情報の提供について構成員は、高齢者等の消費者被害が発生又は発生する恐れがあるとの情報を見聞した場合、様式1により、速やかに熊本県消費生活課に情報の提供を行うものとする。

（構成員）

第5条 連絡協議会は、別表1に掲げる関係機関等の職員及び別表2に掲げる機関・団体（サポーター会員）により構成する。

- 2 サポーター会員は、連絡協議会の活動の趣旨に賛同し、各地域の見守り活動に参加し、連絡協議会から情報提供を希望する団体とする。

(定例会議等)

第6条 連絡協議会は、定例会議を毎年1回開催する。

- 2 連絡協議会は、必要に応じて臨時会議を開催することができる。
- 3 会議は、別表1に掲げる関係機関等の職員で構成する。
- 4 会議は幹事会が招集し、会議の座長は、消費生活課長があたるものとする。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の会議への出席を求めることができる。
- 6 座長は、特定課題を検討するため連絡協議会の構成員を指名し部会を設けることができる。

(幹事会)

第7条 連絡協議会に幹事会を置き、幹事会の幹事は次の機関の職員を充てる。

- (1) 熊本県環境生活部消費生活課
 - (2) 熊本県警察本部生活環境課
 - (3) 熊本県健康福祉部健康福祉政策課地域支え合い支援室
- 2 幹事会は、連絡協議会の活動内容に関する連絡調整を行う。
 - 3 幹事会は、幹事が協議のうえ、開催する。

(庶務)

第8条 連絡協議会の庶務は、熊本県消費生活課が行う。

(秘密保持義務)

第9条 連絡協議会の事務に従事する者又は連絡協議会の事務に従事していた者は、連絡協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関して必要な事項は、座長が連絡協議会に諮って決定する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年(2019年)2月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行により、熊本県消費者被害防止連絡協議会設置要綱は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年(2022年)4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年(2023年)1月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年(2024年)11月22日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

関係団体	熊本県社会福祉協議会
	熊本県市町村社会福祉協議会連合会
	熊本県民生委員児童委員協議会
	熊本県ホームヘルパー協議会
	熊本県老人クラブ連合会
	熊本県地域婦人会連絡協議会
	熊本県身体障害者福祉団体連合会
	熊本県手をつなぐ育成会
	熊本県精神保健福祉会連合会
	熊本県生活協同組合連合会
	熊本消費者協会
	熊本県弁護士会
	熊本県司法書士会
	熊本県建築士会
	熊本県建築士事務所協会
市町村	消費者行政主管課
警察	熊本県警察本部生活環境課
県機関	健康福祉政策課地域支え合い支援室
	高齢者支援課
	社会福祉課
	障がい者支援課
	認知症施策・地域ケア推進課
	監理課
	建築課
	消費生活課

別表 2（第 5 条関係）

株式会社 セブン-イレブン・ジャパン

【様式Ⅰ】

住宅修繕トラブル

連絡日 年 月 日

消費生活課 行

連絡先 熊本県消費生活課
 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
 電話：096-333-2291
 FAX：096-383-0998
 E-mail:shouhiseikatsu@pref.kumamoto.lg.jp

以下のとおり住宅修繕トラブルと思われる事案がありましたので、情報提供します。

通報者	熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク			
	事業所・機関名			
	氏名			
	電話		FAX	

●わかる範囲でご記入ください。

被害者	氏名		年齢	歳
	住所			
	電話			
	職業等	①会社員等 ②自営・自由 ③家事従事 ④無職 ⑤その他 ()		

住宅修繕トラブルの内容				
1	【※】事業者	会社名等		
		住所		
		電話		FAX
2	修繕トラブルの内容	【修繕トラブルの例】 ・修繕業者が長時間（何日も）居座り契約をせまっている。 ・修繕の契約をしたようだが、なかなか工事が始まらない。 ・修繕工事が雑である。		

3	センター等への被害連絡	☐ 本人了承済 ※後日センター等からお尋ねする場合があります。		
4	センター等からの連絡	☐ 本人の連絡先にセンター等から連絡してもいい ☐ 本人への連絡は不可。以下の人に連絡してほしい		
		氏名	電話	本人との関係
		☐ 連絡してほしいくない		

※ 上記1事業者欄のうち個人情報の部分は、消費生活課から関係構成員に情報共有する際、除外して行うものとする。